

## 委託契約書（案）

支出負担行為担当官水産庁長官 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託事業名

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業

（2）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり

（3）履行期限

令和5年3月31日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わ

せること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面（別紙様式第6号）を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、変更する事項を記載した書面（別紙様式第6号）をあらかじめ甲に提出し、承認を得なければならない。
- 5 乙は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 6 乙は、この契約の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
- 7 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 8 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 9 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 10 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

#### （監督）

第6条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

#### （実績報告）

第7条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む

。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

（検査）

第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

（委託費の額の確定）

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第3号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第2号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

（過払金の返還）

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止等）

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を甲に提出し、甲

乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第13条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第5号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間の20パーセント以内の流用については、この限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
    - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
    - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
    - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付

を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、入札心得第3条（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）

- )の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第18条の各号及び第19条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再受託者等(再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(特許権等)

第24条 甲は、この委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- (7) 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利

第25条 前条の規定にかかわらず、前条各号に掲げる特許権等については、甲は、その特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 当該特許権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として次の一から三に定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けること。
  - 一 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この号において「移転等」という。）をする場合
  - 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第11条第1項の認定を受けた者に移転等をする場合

### 三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

- 2 前項の規定により、甲が特許権等を乙から承継しないこととする場合は、乙は、あらかじめ確認書（別紙様式第7号）を甲に提出するものとする。

#### （著作権等の利用）

第26条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

#### （特許権等の報告）

第27条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には特許権等出願通知書（別紙様式第8号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には特許権等通知書（別紙様式第9号）又は著作物通知書（別紙様式第10号）により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

#### （特許権等の譲渡）

第28条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、特許権等譲渡事前通知書（別紙様式第11号）により、その旨を甲に報告するとともに、前3条、次条及び第30条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

#### （特許権等の実施許諾）

第29条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、第26条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、特許権等実施許諾通知書（別紙様式第12号）により、実施許諾の状況を遅滞なく報告しなければならない。

#### （特許権等の放棄）

第30条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、特許権等放棄事前通知書（別紙様式第13号）により、その旨を甲に報告しなければならない。

#### （物品管理）

第31条 乙は、委託費により購入した物品を、善良な管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別記様式1）により報告

し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別記様式2）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別記様式3）に登録しなければならない。この場合において、乙は、管理簿（写し）を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 3 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、乙において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別記様式4）により申し出て甲の承認を受けなければならない。
- 4 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして甲が指定し乙が売払処分等により収益を得た場合は、乙は収益納付報告書（別記様式5）により甲に報告し、甲からの収益納付指示書（別記様式6）による指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

（委託事業の調査）

第32条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の用途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第33条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各号の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

第34条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の

実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既に交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第35条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第36条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第37条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第38条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第39条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第40条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情

報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第34条から第37条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第41条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）東京都千代田区霞が関1-2-1  
支出負担行為担当官  
水産庁長官 ○○ ○○ 印

受託者（乙）住 所  
氏 名 ⑩

(参考) 委託費により購入する物品について

委託事業を実施する上で必要なもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品(以下「取得物品」という。)の取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 取得物品についての善管義務

支出負担行為担当官は、契約の相手方に対して、取得物品の管理について善良なる管理者の注意義務を課し、(2)から(6)までにより取得物品の管理状況(使用状況、損傷等、同種の事業の中止等)を適切に報告させること。

(2) 取得物品の標示及び管理簿への登録等

支出負担行為担当官は、契約の相手方に対して、取得物品に委託事業により取得したものである旨の標示(注)をさせるとともに、委託事業ごとに管理簿(注)に登録させ、委託事業実績報告書に管理簿(写し)を併せて提出させること。

(注) 物品標示票例及び物品管理簿例は、別紙1 委託契約書例の別記様式2及び別記様式3として定めている。

(3) 取得物品引渡しの指示

支出負担行為担当官は、委託事業終了後、取得物品についてその利用価値その他について関係の物品管理官と協議し、その引渡しの要否を決定し、引渡しを要するものとした場合は、次の各号の事項とともに、引渡期日、引渡場所等必要な事項を定めた引渡指示書(様式第1号)(注)により契約の相手方に指示すること。

ただし、契約の相手方が事情により引渡延長申請書(様式第2号)にて引渡期限の延長を支出負担行為担当官に申請してきた場合においては、その事情に応じてその期限を延長することができるものとする。

なお、その延長の期間は6か月を超えない範囲内とすること。

また、支出負担行為担当官は、引渡延長申請書を引渡指示書とともに契約の相手方に送付するものとする。

① 契約の相手方は、支出負担行為担当官から取得物品の引渡しに関する指示を受けた場合においては、その指示に従わなければならないこと。

② 取得物品の引渡しに要する費用は、委託契約に別段の定めをしない限り、支出負担行為担当官の負担とすること。

(注) 引渡指示書は、委託事業終了時だけでなく、継続使用の際に契約の相手方が提出する使用状況報告書、継続使用終了(中止)実績報告書を審査した場合にも使用する。

(4) 取得物品の引渡しを要しないものとするができる場合

前項にかかわらず委託事業終了後、契約の相手方の報告に基づき支出負担行為担当官の判断において取得物品の引渡しを要しないものとするのできる場合は、次の各号の場合とする。取得物品の引渡しを要しないものとした場合においても、支出負担行為担当官はその旨を引渡不要通知書(様式第3号)(注)により契約の相手方に通知し、その処分の方針を指示するとともに、取得物品の引渡しを要しないものと判断した事情等必要な事項を書面で明確にしておかななければならない。

① 委託事業終了後取得物品について全く残存価値のないものと判断した場合、残存価値の低いものと判断した場合、又は残存価値はあっても引渡し費用をかけてまで引渡しを求めることが適当でないと判断した場合

なお、研究開発期間が5年以上である委託事業において、研究実施計画に基づき初年度又は2年度目に取得し、以後研究開発期間を通じて使用する試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡であって、取得価格が100,000円未満のものについて、上記に該当することが明らかである場合には、あらかじめ、引渡しを要しないものとするができる。

② 委託事業終了後に天災地変その他これに準ずる事故の生じた場合において、契約の相手方の取得物品の引渡しが著しく困難であると判断した場合

(注) 引渡不要通知書は、委託事業終了時だけでなく、継続使用の際に契約の相手方が提出する使用不能報告書、継続使用終了(中止)実績報告書を審査した場

合にも使用する。

(5) 物品管理官との協議の時期

(3)における物品管理官との協議の時期は、原則として委託契約締結期間終了の時期とする。ただし、委託事業の実態上、同一の相手方により数年間、当該委託事業が継続して行われることとされている場合にあっては、当該委託事業の最終年度の契約締結期間終了の時期とする。

なお、契約の相手方が取得物品を引き続き同種の事業で使用したい旨の申し出をした場合にあっては、当該同種の事業の終了の時期に取得物品の引渡しの要否を決定するものとする。この場合においては、支出負担行為担当官は、継続使用に係る実績報告書を継続使用終了時に徴するものとする。

(6) 継続使用の事務手続

支出負担行為担当官は、(5)のなお書きにより契約の相手方から引き続き同種の事業で使用したい旨を継続使用申出書(注)により申出があった場合には、事業目的、事業内容を審査し、同種の事業であり、かつ、継続使用の必要性があると認められるときは、次の①から④までの条件を付した継続使用承認書(様式第4号)により、認められないときは様式第1号の引渡指示書により通知するものとする。

- ① 契約の相手方は、年度末における取得物品の使用状況を使用状況報告書(様式第4号の様式1)により4月30日までに支出負担行為担当官に報告すること。
- ② 契約の相手方は、継続使用中に取得物品が損傷等により使用できなくなった場合には、使用不能報告書(様式第4号の様式2)(注)により速やかに支出負担行為担当官に報告すること。
- ③ 契約の相手方は、同種の事業を中止又は終了しようとする場合には、継続使用終了(中止)実績報告書(様式第4号の様式3)により直ちに支出負担行為担当官に報告すること。
- ④ 契約の相手方は、支出負担行為担当官からの引渡不要の通知を受け、売払処分等により収益を得た場合は、収益納付報告書(様式第4号の様式4)(注)により直ちに支出負担行為担当官に報告すること。

なお、支出負担行為担当官は、契約の相手方から上記の条件に従い報告があった場合には、次のとおり対応する。

- ⑤ ①により使用状況の報告を受け使用頻度が低く継続使用の必要性が認められない場合は、様式第1号の引渡指示書により引渡しの指示をする。
- ⑥ ②により使用不能の報告を受け引渡しを要しないと認められる場合は、様式第3号の引渡不要通知書により引渡しが必要であることを通知する。
- ⑦ ③により同種の事業の中止又は終了の報告を受けた場合は、物品管理官と協議し取得物品の引渡しの要否を決定し引渡しを要すると認められるときは様式第1号の引渡指示書により、引渡不要と認められるときは様式第3号の引渡不要通知書により通知する。
- ⑧ ④により収益納付の報告を受けた場合は、別紙1委託契約書例の別記様式6収益納付指示書に準じ契約の相手方に収益金相当額の納付を指示するとともに、歳入徴収官にその旨通知する。

(注)継続使用申出書は、委託事業終了時に提出するものなので、別紙1委託契約書例の別記様式4として定めている。

また、使用不能報告書及び収益納付報告書は、委託事業期間中に支出負担行為担当官に提出することがあるため、別紙1委託契約書例の別記様式1及び別記様式5として定めている。

(7) 管理簿(写し)の取りまとめ管理

支出負担行為担当官は、委託事業終了後に委託事業実績報告書と併せて提出される管理簿(写し)を取りまとめて管理し、物品の引渡し、引渡不要、同種の事業への継続使用等の取得物品の異動を管理簿(写し)の備考欄に記載し、適正に把握しておかなければならない。

(8) 無償貸付の事務手続

委託事業終了後、契約の相手方が引き続き取得物品を使用したい場合には、上記(6)の継続使用のほかに、無償貸付による方法がある。

契約の相手方は、農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(平成19年農林水産省令第58号)第2条各号のいずれかに該当する場合には、支出負担行為担当官に連絡し国の物品として引き渡した後に、農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事務取扱規則(平成19年農林水産省訓令第16号)、農林水産省本省に属する一般会計の物品の無償貸付及び譲与に関する事務取扱細則(平成19年6月28日付け19経第540号大臣官房経理課長通知)等に定める手続を行い、無償貸付を受けることができる。

なお、国の物品として無償貸付するため、貸付物品は物品管理官が管理する。

(様式第1号)

引 渡 指 示 書

番 年 月 日 号

(受託者)

住 所  
氏 名 殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け委託事業実績報告書（使用状況報告書又は継続使用終了（中止）  
実績報告書）により報告のあった取得物品の引渡しについて、下記により指示します。

記

1 引渡しを要する物品

品 目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 引渡期日

令和 年 月 日

3 引渡場所

(記載例) 受託者が設置している場所(〇〇県〇〇市〇〇番地)で引渡しを受けます。  
なお、引渡しに要する費用は、当方が負担します。

4 その他

- (1) 当方から引渡しに関する指示を受けた場合には、その指示に従ってください。
- (2) 上記2の引渡期日に引渡しができない場合には、その理由を別添引渡延長申請書により申請してください。ただし、延長の期間は、6か月を超えることができません。
- (3) (記載例) ① 継続使用申出書を審査したところ、当方が委託した委託事業と事業目的が相違し同種の事業とは認められないことから、取得物品の引渡しを指示するものです。
- ② 使用状況報告書を審査したところ、使用頻度が低く継続使用の必要性が認められないことから、取得物品の引渡しを指示するものです。

(注) 1 引渡指示書を送付する際に様式第2号の引渡延長申請書を併せて添付する。  
2 上記4(3)①は継続使用申出書を審査し継続使用を認めない場合に記載し、  
上記4(3)②は使用状況報告書を審査し継続使用を認めない場合に記載する。

(様式第2号)

引 渡 延 長 申 請 書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡指示書により指示のあった取得物品について、下記の理由により直ちに引き渡すことが難しいため引渡しの延長を申請します。

記

1 引渡しの延長を要する物品

品 目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 延長理由

(記載例)

〇〇災害が発生し緊急に対応しなければならず、引渡しの準備ができないため。

3 延長後の引渡期日

(記載例) 令和 年 月 日

引渡指示書により通知のあった引渡期日から〇か月要するため延長しています。

(注) 延長する期間は6か月を超えることができない。

(様式第3号)

引 渡 不 要 通 知 書

番 号  
年 月 日

(受託者)

住 所

氏 名

殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け委託事業実績報告書（使用不能報告書又は継続使用終了（中止）実績報告書）により報告のあった取得物品は、下記の理由により引渡しを要しない旨、通知します。

記

1 引渡しを要しない物品

品 目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 引渡しを要しない理由

(記載例) 報告のあった取得物品は、令和 年 月 日に購入し、既に耐用年数を経過しており、引渡しに要する費用が上回るため

3 処分の方針

(記載例) ① 引渡しに要する費用が取得物品の時価を上回ることから、当方への引渡しを要しないものとし、廃棄、売払い等の処分を依頼します。

また、売払処分等により収益を得た場合は、その旨当方に連絡しその額を国庫に納付してください。

② 使用不能報告書を審査し、使用不能であり取得物品の価値はないものと認められることから、当方への引渡しを要しないものとし、廃棄、売払い等の処分を依頼します。

また、売払処分等により収益を得た場合は、その旨当方に連絡しその額を国庫に納付してください。

4 引渡しを要しない理由の根拠

(記載例) ① (1) 取得物品の時価 円

耐用年数に応じた簿価を記載

(2) 引渡しに要する費用 円

取得物品が設置されている場所までの交通費を記載

引渡しに要する費用は、交通費だけではないが、交通費だけで時価を上回るため、他の費用の計算省略

② 取得物品の時価は使用不能により、ないものと認められるため

- (注) 1 上記3及び4の①は委託事業が終了したときの記載例であり、上記3及び4の②は継続使用中に契約の相手方から使用不能報告書が提出されたときの記載例である
- 2 この通知に引渡しを要しない理由の根拠（上記4）を整理することにより、本通知の5.（4）で明確にしなければならないこととされている「取得物品の引渡しを要しないものと判断した事情等必要な事項を書面」で整理したこととする。

(様式第4号)

継 続 使 用 承 認 書

番 号  
年 月 日

(受託者)

住 所

氏 名

殿

支出負担行為担当官

水産庁長官

令和 年 月 日付け○第○○号により継続使用の申出のあった取得物品について、  
下記により継続使用を承認します。

記

1 継続使用を承認する物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 継続使用の条件

継続使用の条件として、次に掲げる条件を遵守してください。

- (1) 毎年度末における取得物品の使用状況を別添使用状況報告書(様式1)により4月30日までに報告してください。
- (2) 継続使用中に取得物品が損傷等により使用できなくなった場合は、別添使用不能報告書(様式2)により速やかに報告してください。
- (3) 同種の事業を中止又は終了しようとする場合は、別添継続使用終了(中止)実績報告書(様式3)により直ちに報告してください。
- (4) 引渡不要の通知を受け売払処分等により収益を得た場合は、別添収益納付報告書(様式4)により直ちに報告してください。

(注) 継続使用承認書を送付する際に、様式1から様式4までを併せて添付する。

(様式第4号の様式1)

使用状況報告書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品について、下記のとおり使用状況を報告します。

記

1 継続使用している物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 使用状況

(記載例) 継続使用している物品は、研究のため・・・・・・に場所を移転し、毎週1回は・・・・・・のため使用しています。

なお、参考までに物品の現状を撮影した写真を添付します。

(様式第4号の様式2)

使用不能報告書

番 年 月 日 号

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品について、下記の理由により使用できなくなった旨を報告します。

記

1 使用できなくなった物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 使用できなくなった理由

(記載例) 継続使用している物品は、善良な管理者の注意をもって管理していたが、  
・ により故障し、製造会社に修理を依頼したところ別添のとおり修理不能との回答がありました。当該物品は、令和 年 月 日に購入し耐用年数も経過していることから、製造会社では部品の製造をしていないとのことです。

(様式第4号の様式3)

継続使用終了(中止)実績報告書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で継続使用の承認のあった取得物品に係る同種の事業を終了(中止)しましたので、その実績を報告します。

記

1 継続使用している物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 事業の実施状況

- (1) 調査項目及び調査対象
- (2) 事業実施期間
- (3) 事業の成果(又はその概略)

3 継続使用している物品の使用状況

(記載例) 継続使用している物品は、毎週1回は・・・のため使用していました。  
なお、参考までに物品の現状を撮影した写真を添付します。

4 同種の事業を中止する理由

(記載例) 〇〇災害により研究機器が多数毀損し、同種の事業を継続することができなくなったため

- (注) 1 この実績報告書をもって、同種の事業の最終年度に報告する使用状況報告書に代えることができる。
- 2 同種の事業を中止する場合には、2の事業の実施状況は中止するまでの間における実施状況を、3の継続使用している物品の使用状況は中止するまでの間における使用状況を、4の同種の事業を中止する理由をそれぞれ記載する。

(様式第4号の様式4)

収 益 納 付 報 告 書

番 年 月 号 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、収益を得たことを報告します。

なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 売払処分等年月日  
令和 年 月 日

3 売払処分等年月日  
円

4 売払処分等の種別  
売払い又は賃貸借

(別紙様式第1号)

## 委 託 事 業 計 画 書

### 1 事業内容

#### ア 事業実施方針

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業仕様書に基づき、事業を実施する。

#### イ 調査項目及び調査対象

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業仕様書のとおり。

#### ウ 事業実施期間 契約締結日より令和令和5年3月31日

#### エ 担当者 ○○○○

#### オ 調査及び報告の方法（調査対象の配布予定等）

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業仕様書に基づき調査を実施し、事業終了後、実績報告書を提出。

(報告の方法は仕様書に記載した成果品のとおりとすること。)

### 2 収支予算

#### 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円
計		

#### 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
調査費		人件費 円 謝金 円 国内旅費 円 外国旅費 円 委員等旅費 円
一般管理費		
消費税等相当額		
計		

(注) 備考欄には、各区分の経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

※参加機関ごとの内訳（グループ提案の場合のみ記載）

参加機関名	金額
□□□□□	○○○円
○○○○○	○○○円
△△△△△	○○○円

計	〇〇〇円
---	------

3 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品目	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		

（注）記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が5万円以上のものをいう。

本事業においては、「パソコン」、「デジタルカメラ」、「ビデオ」等の家庭汎用品の原則購入不可（リース及びレンタルは可）とする。その他の物品もリース及びレンタルを基本とする。

4 物品リース計画（物品のリース契約がある場合）

品目	規格	数量	耐用年数	本年度リース 予定額(円)	使用目的	予定するリース契約の内容					備考
						使用 部署	リース 契約の 種類	契約 期間	リース期間 の算定根拠 (理由)	リース 契約の 総額	

（注）物品のリース契約をする場合に記入。

なお、リース契約期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上とすること。

5 再委託先等

氏名又は名称	住所	業務の範囲	必要性及び契約金額

（注）1. 再委託先（氏名又は名称及び住所）が未定の場合はその選定方法を記載すること。

2. 1により再委託先を未定としたものは、再委託先が決定次第速やかに支出負担行為担当官水産庁長官に別紙様式第6号を適宜変更し報告すること。

(別紙様式第2号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
実績報告書

番 年 月 日  
号 日

支出負担行為担当官

水産庁長官 殿  
〔 官署支出官 殿  
水産庁長官 殿 〕

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第7条の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金〇〇〇円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- ア 調査項目及び調査対象
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果(又はその概略)
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費 計					うち消費税及び地方消費税の額〇〇円

支出の部

区 分	精算額	予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					積算内訳(別紙可)

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	員 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

（注）契約時の物品購入計画に掲げるもののほか、物品購入計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入することとなった理由を備考欄に記載すること。更に、備考欄に購入年月日及び耐用年数を記載すること。

4 物品リース実績（物品をリースした場合）

品 目	規 格	数 量	耐 用 年 数	本年度リ ース年額 (円)	リース 契約日	使用 目的	リース契約の内容					備 考
							使用 部署	リース 契約の 種類	契約 期間	リース期間 の算定根拠 (理由)	リース 契約の 総額	

（作成要領）

- 1 リースした単位ごとに、リース料の年額を計上する。
- 2 事業の最終年度にあっては、リース契約書の写しを提出すること。

（注）契約時の物品リース計画に掲げるもののほか、物品リース計画以外にリースした物品があった場合は、リースすることとなった理由を備考欄に記載すること。

(別紙様式第3号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
委託費概算払(精算払)請求書

番 号  
年 月 日

官署支出官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記により、委託費金〇〇〇円也を概算払(精算払)により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫 委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予 定 年 月 日	備考
		金額	出来高	金額	月 日 迄(予定) 出来高	金額	月 日 迄予定 出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第4号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
中止(廃止)申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
  - 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
    - ア 事業について
    - イ 経費について
- 経費支出状況

経費の区分	○月○日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃止)に伴う不用額	備 考

- 3 中止(廃止)後の措置
  - ア 事業について
  - イ 経費について
  - ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支出予定金額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第5号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業の  
うち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第  
13条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当  
初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(別紙様式第6号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
再委託承認申請書

(令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
再委託変更承認申請書)

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

(承認申請の場合)

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第3項の規定により承認されたく申請します。

(変更承認申請の場合)

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第4項の規定により変更承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託の業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(別紙様式第7号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る確認書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)

住 所  
氏 名

〇〇(以下「乙」という。)は、水産庁長官(以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、甲から委託を受けて行う令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業に関する調査研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間(明確な期間を希望する場合は3年間)活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

以上

(別紙様式第8号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る特許権等出願通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第27条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

(別紙様式第9号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る特許権等通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権  
等の登録等の状況について委託契約書第27条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

(別紙様式第10号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る著作物通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物  
について委託契約書第27条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名(名称)
- 4 著作物の内容

(別紙様式第 1 1 号)

令和 4 年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る特許権等譲渡事前通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第28条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を譲渡する相手方
- 3 特許権等を譲渡する比率
- 4 特許権等を譲渡する理由
- 5 特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特許権等の特許権者が 2 以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入

(添付資料)

譲渡契約書 (案) (写)

(別紙様式第12号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る特許権等実施許諾通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき水産庁長官以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第29条第2項の規定に基づき、下記の事項について通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特許権等に登録年月日を記述）
- 3 特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特許権等を実施許諾する理由
- 5 特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入
- 9 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無  
(添付資料)
  1. 実施契約書（案）（写）
  2. 実施料算定内訳書（写）
  3. 実施に係る事業計画書（写）

(別紙様式第13号)

令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業  
に係る特許権等放棄事前通知書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第30条の規定に基づき、下記の事項について通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を放棄する理由
- 3 特許権等の放棄予定年月日
- 4 特許権等登録年月日
- 5 特許権等のこれまでの実施許諾について
  - ①相手先
  - ②実施期間
  - ③許諾料収入
- 6 特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無

(別記様式1)

使 用 不 能 報 告 書

番 年 月 日 号

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨を報告します。

記

1 委託事業により取得した物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 使用できなくなった理由

(記載例) 委託事業により取得した物品は、善良な管理者の注意をもって管理していたが、・・・により故障し、製造会社に修理を依頼したところ別添のとおり修理不能との回答がありました。

(別記様式2)

【物品標示例】

物品標示票	
委託事業名	令和4年度新たな資源管理システム 構築促進事業のうち 遊漁採捕量等実態調査事業
品名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	

(別記様式3)

【物品管理簿例】

品目	規格	員数	購入金額		使用目的	取得年月日	保管場所	事業終了後の措置状況	備考
			単価	金額					

(注) 「取得年月日」欄には取得物品の検収を行った年月日を、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を、「事業終了後の措置状況」欄には、委託事業終了後に行った処分等(国へ引渡し、継続使用、廃棄等)記載すること。

備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別記様式4)

継 続 使 用 申 出 書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1 継続使用を要する物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 同種の事業の目的・事業内容

(1) 目的

(記載例) 令和4年度新たな資源管理システム構築促進事業のうち遊漁採捕量等実態調査事業の目的は.....とされており、引き続き実施する事業も.....を目的としており、同じ事業目的です。

(2) 事業内容

(記載例) 引き続き実施する事業は、.....を分析し.....を解明することとしています。

3 継続使用を要する理由

(記載例) 上記2(2)の事業内容では、.....の過程において〇〇を使用することが不可欠であるため

(注) 継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別記様式5)

収 益 納 付 報 告 書

番 号  
年 月 日

支出負担行為担当官  
水産庁長官 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け○第○○号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、収益を得たことを報告します。

なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品 目	規 格	数 量	購入年月日	耐用年数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 売払処分等年月日  
令和 年 月 日

3 売払処分等の金額  
円

4 売払処分等の種別  
売払い又は賃貸借

(別記様式6)

収 益 納 付 指 示 書

番 号  
年 月 日

(受託者)

住 所  
氏 名

殿

支出負担行為担当官  
水産庁長官

令和 年 月 日付け○第○○号をもって報告のあった収益納付について、収益金相当額金 円の納付を指示します。  
なお、納付金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入してください。